

2017年8月23日
一般社団法人セーフインターネット協会

ホットライン運用ガイドラインの改訂について

・ガイドライン変更に係る経緯

平成28年4月21日 警察庁広報資料「[インターネット・ホットラインセンターの運用変更について](#)」のとおり、これまで違法情報・有害情報を対象としてきたインターネット・ホットラインセンターの事業範囲が平成28年度からは国の委託の範囲を「通報の受理」及び「違法情報の処理」とすることとされました。また、有害情報については民間企業等が自主的な対応を進め、官民の役割分担を明確化して事業を実施することとされています。これに伴い、有害情報についてはインターネット・ホットラインセンターは直接処理せず、一般社団法人セーフインターネット協会が民間資金で運営する「セーフライン」へ情報提供を行うこととし、官民の役割分担を明確化して事業を実施することとなりました。

・ガイドライン変更の内容

上記に伴い、ホットライン運用ガイドラインから有害情報に関する記述を削除しました。

※各対象情報の詳細につきましては下記リンク先をご確認ください。

- ・新ホットライン運用ガイドラインの全文(PDF 543KB)

<http://www.internethotline.jp/pdf/guideline/20170823guide.pdf>

- ・旧ホットライン運用ガイドラインの全文(PDF 543KB)

<http://www.internethotline.jp/pdf/guideline/20160310guide.pdf>

- ・平成28年4月21日の警察庁広報資料「インターネット・ホットラインセンターの運用変更について」(PDF, 781KB)

http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h28/ihc_change.pdf

- ・有害情報の解説

<http://www.safe-line.jp/about-harmful/>